

広島県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除したが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

平成二十六年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
庄原市比和町森脇字上八川山五三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）	荒木 カネヨ
	平岡 耕三
	青木 忠美
	山下 良治
	渡辺 一祝
	建林 ツヤコ
	谷口 忠男
	井澤 聖昭
	白川 ソノ
	松島 博
	川村 昇
	山本 辰夫
	八谷 英樹
	仁田 志律
北岡 卯杖	

加藤 善春	桑原 道治	松下 聡	加藤 正治

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

通信施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)